

藤岡工業高校 生徒心得

生徒指導部より

1 基本的心得

- (1) きちんとした身だしなみを身に付けよう。
- (2) 誰に対してもきちんと挨拶をしよう。
- (3) 基本的な生活習慣を身につけ、時間を守ろう。
- (4) きちんとした言葉遣いとマナーを身に付けよう。

2 生活心得

(1) 校内の生活

- ア 始業5分前には教室へ到着するように登校しよう。
- イ 遅刻については事前に連絡し、登校後所定用紙に記入し教頭および当該教師に提出してください。
- ウ 早退・外出のときは、担任の許可を得ること。
- エ 昼休みに外出して飲食することは禁止します。

(2) 日常生活

- ア 健康に留意し規則正しい日常生活を送り、自己の言動に責任を持つこと。
- イ 友人との交際は、お互いの人格を尊重し合い誠実な思いやりの心で接すること。
- ウ 夜間の外出には注意を払い、午後10時以降は外出しないこと。
- エ 公的に禁止されている場所等には出入りしないこと。

(3) アルバイト

- アルバイトは、許可制です。学業や生活面への影響を考えると望ましくないため、どうしても必要な場合は、以下の項目を満たした上で許可をします。
- ア 経済的理由により、保護者から強い希望があり保護者責任のもと行うこと。
 - イ 学業をはじめとする学校生活に影響をおよぼさないこと。
 - ウ 高校生として相応しい職種・労働時間であること。
 - エ 1年生の10月1日以降であること。

(4) 服装等について

ア 共通事項

- (ア) 本校指定の学生服を着用し、一切手を加えてはいけません。
- (イ) 襟章、ボタン等は学校所定の物をつけること。
- (ウ) 実習、体育時の服装については、学校で定めた物を着用する。
- (エ) やむを得ない事情で制服を着用することができない場合は、異装願いを出して許可を得ること。
- (オ) カーディガン（セーター）の着用について
以下の条件のもとにカーディガン（セーター）の着用を許可する。くれぐれも、ファッシ

ョンではないことを念頭において着用すること。

① カーディガン（セーター）の形・色

形：制服と適合すると認められる形で編み物とする。また、体型に合ったサイズの物を着用すること。（極端に長いもの、短いものは不可）

色：黒または紺とし柄物は不可とします。

② 着用期間

通年とするが、カーディガン（セーター）だけでは過ごさないこと。

③ 注意事項

- ・服装規定をしっかり守った上で、体温調整の目的で適正に着用すること。
- ・学生服もしくはジャケットの下に着用すること。
- ・学校行事等で、特別に指示された場合は着用を禁止します。

イ 男子の制服について

(ア) スラックスは、右後ろポケットに丸形校章カシメバッジが付いていること。

(イ) 略装（6月～9月）については次の通りです。

◎：必ず着用 △：省略可

	上着	Yシャツ	スラックス
冬季(10月～5月)	◎	◎	◎
夏季(6月～9月)	△	◎	◎

ウ 女子の制服について

(ア) スカート丈は、膝頭が隠れる程度とします。

(イ) 略装（6月～9月）については次の通りです。

◎：必ず着用 ○：どちらか着用 △：省略可

	上着	ベスト	リボン	Yシャツ	スカート・スラックス
冬季(10月～5月)	◎	◎	◎	◎	○
夏季(6月～9月) 略装	△	△	△	◎	○

エ 頭髪について

高校生にふさわしいもので、常に清潔な髪型とする。故意にウェーブをかけること、髪を薬品およびドライヤー等で脱色、変色したりすることを禁止します。また、パーマ（カー、アイパーを含む）類、額や眉のそりこみ等、髪型を故意に変形することも禁止します。

オ その他については、「藤工生のみだしなみ」（次ページ）に従うこと。

(5) 所持品

ア かばん、履物、教科書、ノート等所持品にはすべて記名してください。

イ 貴重品はなるべく持参しないこと。

ウ 学習に不必要なもの（ゲーム機等）は一切持ち込まないこと。

エ 弁当は毎日持参することが望ましいので、是非ご協力をお願いします。

オ 携帯電話を学校敷地内へ持ち込む場合は「携帯電話持込許可願」を提出してください。

ただし、学校敷地内での使用はできません（登校時に預かり、帰宅時に返却します）。

3 交通安全

最近の厳しい交通事情の中で、登下校時はもちろん、家庭にあっても安全確保に留意してください。

(1) 自転車について

ア 自転車通学を希望する者は「自転車通学許可願」を校長に提出し許可を受けること。

イ 自転車通学を許可された者は、次の事項を遵守してください。

(ア) 本校規定のステッカーを当該自転車の後部等見やすいところに貼付すること。ステッカーは交通指導係より入学後配付されます。

(イ) 次の事項は禁止します。

○二人乗り ○傘さし運転 ○無灯火運転 ○整備不良車使用 ○並列運転

(ウ) 自転車保険等（高校生総合保障制度等）に加入する。また、ヘルメットを着用する。

(2) 二輪車（原動機付自転車及び自動二輪車）について

ア利用について

(ア) 利用できる生徒は次の①～②のいずれかに該当する生徒に限ります。

①山間地より通学する生徒で、最寄りまでの交通機関がなく、または交通事情が悪く、通学に山坂を含み自転車通学が困難と認められる者。

②その他、特別な事情がある者。

(イ) 学校管理下（自宅と最寄りバス停または最寄り駅間の通学）に限定して利用する。

(ウ) 利用は、原動機付自転車（50cc 以下）に限る。

イ 通学許可生徒に関する規定等は別途定めています。不明な点は相談してください。

4 懲戒について

このことは中学校の時にはなかったことです。校則違反・非行があると訓告、停学、退学等の処分を受けることになってしまいます。教育上の指導処置ではありますが、是非このようなことにならないように、高校生の本分を守り、充実した高校生活を経て立派に卒業できるようにしてください。

「藤工生のみだしなみ」 (就職・進学試験の面接に備える)

項目	男子	女子
服装	<ul style="list-style-type: none"> ・指定制服を着用する。第1ボタンまでしっかり留める。 ・シャツの中は、半袖体育着または柄・色が目立たない物を着用する。 ・改造、変造などの加工および模造品の着用は認めない。 ・スラックスはウエストの合うものを着用し、腰の低い位置ではかない。 ・スソ切れは補修する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ベルトを着用する。色は黒・紺・濃茶など地味なもので、金属等の装飾のないもの。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・リボンを着用する。 ・スカートの加工、改造はしない(丈は膝頭が隠れる程度)、丈詰め加工したものの着用を認めない。 ・ウエストで巻き上げ、短くしてはかない。
頭髪	<ul style="list-style-type: none"> ・髪の毛は常に清潔にする。 ・着色、脱色、パーマなどの加工、特異な髪型(面接等にふさわしくない髪型)は認めない。 ・髪の毛の後ろの長さは詰め襟の中位程度とし、もみあげは耳の下位までとする。 ・横は、耳の中位程度とする。 ・髪は眉にかからないこと。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 眉毛を細く剃らない。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・着色、脱色・パーマなどの加工、特異な髪型は認めない。 ・顔全体が見えるように整える。 ・ピン・ゴムなどの髪留めは黒または紺とする。 ・肩より長い場合はまとめる。
ひげ	<ul style="list-style-type: none"> ・ひげはのばさない。 	
化粧		<ul style="list-style-type: none"> ・化粧はしない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> アイプチ・ビューラー等不可 </div>
つめ	<ul style="list-style-type: none"> ・つめは短く切って清潔にする。 ・マニキュアなどはしない。 	
靴下	<ul style="list-style-type: none"> ・ソックスは派手でなく、足首が隠れる長さのものを着用する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 色は白・黒・紺・ダークグレーで無地が原則。チェック等の柄は不可。ロゴ等は同一のものが内外、ワンラインまでは可。 </div>	
靴	<ul style="list-style-type: none"> ・靴は運動靴または革靴とする。 ・校内では指定の上ばきを履く。 	
装飾品	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレットなどアクセサリーや香水等は認めない。(指導上必要と認められる場合は、担任が預かり保護者に返却する) 	
コート類	<ul style="list-style-type: none"> ・色は黒・紺・茶とし、体型に合ったものを着用する。 	
カーディガン(セーター)	<ul style="list-style-type: none"> ・制服と適合すると認められる形で編み物とする。また、体型に合ったサイズのものを着用すること。(極端に長いもの、短いものは不可) ・色については、黒または紺とする。柄物は不可。 ・着用期間については通年とするが、カーディガン(セーター)だけでは過ぎさないこと。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・運用上必要な事項については、別に生徒指導部で協議する。 	